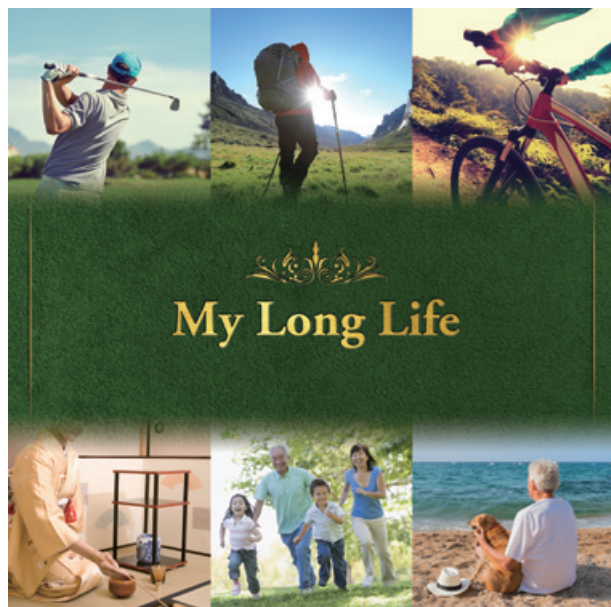


投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2026年1月10日野村ターゲットインカムファンド
(資産成長型)/ (年6%目標払出型)

愛称：マイ・ロングライフ

追加型投信／内外／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
資産成長型	追加型	内外	資産複合	その他資産 ^(注)	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (適時ヘッジ)
年6%目標払出型					年6回 (隔月)			

(注) (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、不動産投信) 資産配分変更型))

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2025年11月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：75兆7175億円（2025年10月31日現在）

この目論見書により行なう野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）/（年6%目標払出型）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月9日に関東財務局長に提出しており、2026年1月10日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

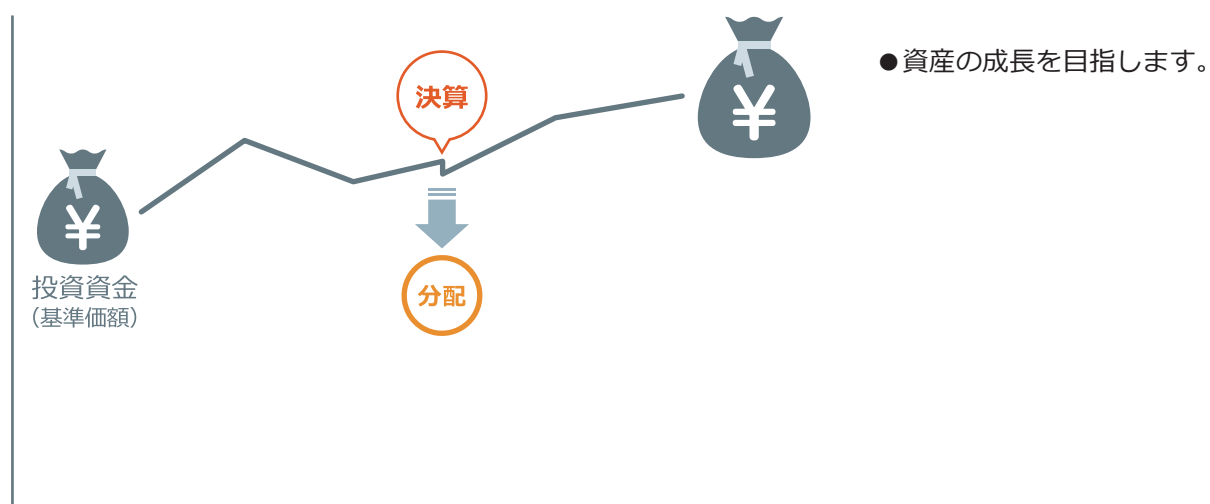
■ 資産成長型

リスク水準を考慮しつつ、年率3%程度の利回り※（コスト控除後）を確保することを目指します。なお、市場環境等によっては、基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合があります。

※ファンドのポートフォリオにおける利回りのことであり、毎年3%の投資収益が得られるものではありません。

* ファンドにおいて、コストとは主にファンドの信託報酬や実質的な為替ヘッジコストを指します。

■ ファンドの投資資金（基準価額）の推移と分配のイメージ ■



* 上記の図はあくまでイメージであり、実際の投資資金（基準価額）の動きとは異なります。

将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

■年6%目標払出型

リスク水準を考慮しつつ、年率3%程度の利回り^{※1}（コスト控除後）を確保することを目指します。また、各期の目標分配額が目標分配額決定時点^{※2}の基準価額の年率6%（各決算時1%）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指します。なお、市場環境等によっては、基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合があります。

※1 ファンドのポートフォリオにおける利回りのことであり、毎年3%の投資収益が得られるものではありません。

※2 原則として、毎年6月に9月、11月、翌年1月の決算における目標分配額を、毎年12月に翌年3月、5月、7月の決算における目標分配額を決定します。

2025年12月1日現在の委託会社が設定した1万口あたりの目標分配額は、以下の通りです。

	第38期 (2026年1月16日～ 2026年3月16日まで)	第39期 (2026年3月17日～ 2026年5月15日まで)	第40期 (2026年5月16日～ 2026年7月15日まで)
目標分配額	70円	70円	70円

（注）委託会社は各期の目標分配額が目標分配額決定時点の基準価額の年率6%（各決算時1%）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指しますが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。市場環境等によって基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合には、上記の目標分配額の実現が困難となる場合があります。

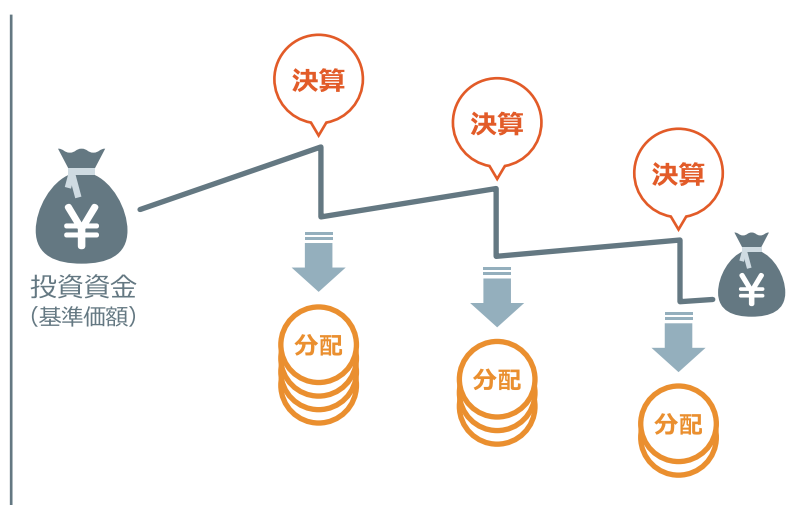
分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。

各期の目標分配額は、あくまでも委託会社の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの投資資金（基準価額）の推移と分配のイメージ ■



* 上記の図はあくまでイメージであり、実際の投資資金（基準価額）の動きとは異なります。
将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

- 各期の目標分配額が目標分配額決定時点の基準価額の年率6%（各決算時1%）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指します。
- 目標分配額決定時点の基準価額の年率6%（各決算時1%）程度の分配を行なうため、実質的には投資した資金の取り崩しとなります。そのため投資資金（基準価額）は減少し、概ね分配金額は小さくなっていきます。

<目標分配額決定時点の基準価額に基づく目標分配額の目安（1万口あたり/税引き前）>

目標分配額決定時点の基準価額	目標分配額の目安
9001円以上	100円程度
8001円～9000円	90円程度
7001円～8000円	80円程度
6001円～7000円	70円程度
5001円～6000円	60円程度
4001円～5000円	50円程度
4000円以下	40円程度

* 上記は基準価額に応じた目標分配額の目安を示すものであり、資金動向、市況動向等によっては目標分配額が上記と異なる場合や分配金が支払われない場合があります。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの特色

主要投資対象

世界各国の債券等※¹および世界各国の株式等※²を投資対象とする投資信託証券に投資します。また、世界各国の不動産投資信託証券（REIT）および企業向け貸付債権（バンクローン）を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

・投資する投資信託証券には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。

※1 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債*、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債およびこれらを投資対象とする上場投資信託証券（ETF）など。新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券等（新興国債等）を含みます。

*ハイブリッド証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券、偶発転換社債）を含みます。

※2 普通株式、優先株式、DR（預託証券）およびこれらを投資対象とするETFなど。新興国の企業の発行する株式等（新興国株式等）を含みます。

投資方針

「野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）/（年6%目標払出型）」は、分配頻度の異なる「資産成長型」と「年6%目標払出型」の2本のファンドから構成されています。

●投資信託証券を主要投資対象とし、リスク水準を考慮しつつ、年率3%程度の利回り（コスト控除後）を確保することを目指します。また、「年6%目標払出型」は、各期の目標分配額が目標分配額決定時点の基準価額の年率6%（各決算時1%）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指します。

●投資する投資信託証券は、組入外貨建資産について為替変動リスクの低減を図ること※を基本とするもの、もしくはこれらに類するものを中心としますが、効率的に為替変動による収益を獲得する目的で外国為替予約取引等を活用する投資信託証券に投資を行なう場合もあります。

※組入外貨建資産の純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行なう場合を含みます。

●投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することを基本としますが、市場環境等によっては、短期有価証券等へ直接投資を行なう場合があります。

●投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券※の中から、当運用への適合性を含む定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

※指定投資信託証券とは、後述の追加的記載事項に記載する投資信託証券を指します。

◆組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

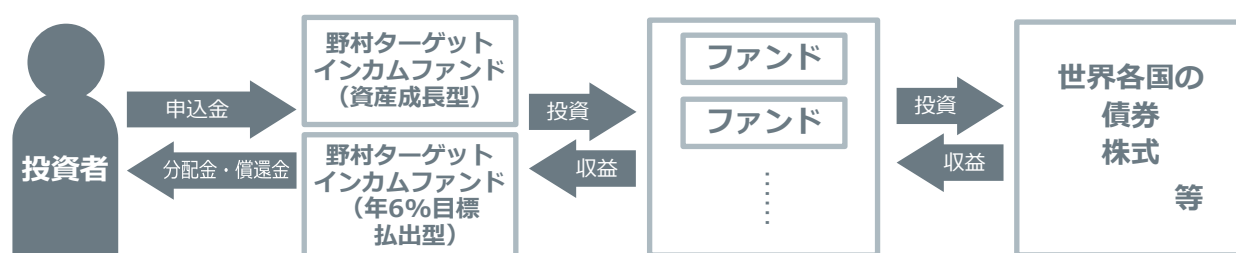
◆指定投資信託証券は、当運用への適合性を含む定性評価、定量評価等を勘案して、適宜見直しを行ないます。

この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券等が指定投資信託証券として指定される場合もあります。



ファンドの目的・特色

- 「年6%目標払出型」は、ファンドの基準価額（1万口あたり。支払済みの分配金累計額は加算しません。）が90営業日連続して一定水準（3000円）以下となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本とします。
 - ・市況動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行なうことができない場合があります。
 - ・基準価額が90営業日連続して一定水準（3000円）以下となり安定運用に切り替えた場合には繰上償還します。
- ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



スイッチング

「資産成長型」「年6%目標払出型」間でスイッチングができます。

（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

分配の方針

■資産成長型

原則、毎年5月および11月の15日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



■年6%目標払出型

原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の15日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



※ファンドは目標分配額を定めておりますが、各期の分配対象額が目標分配額に満たなかった場合等には、目標分配額の分配ができない場合があります。

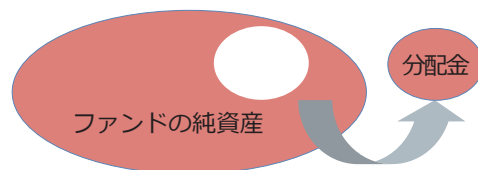
* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

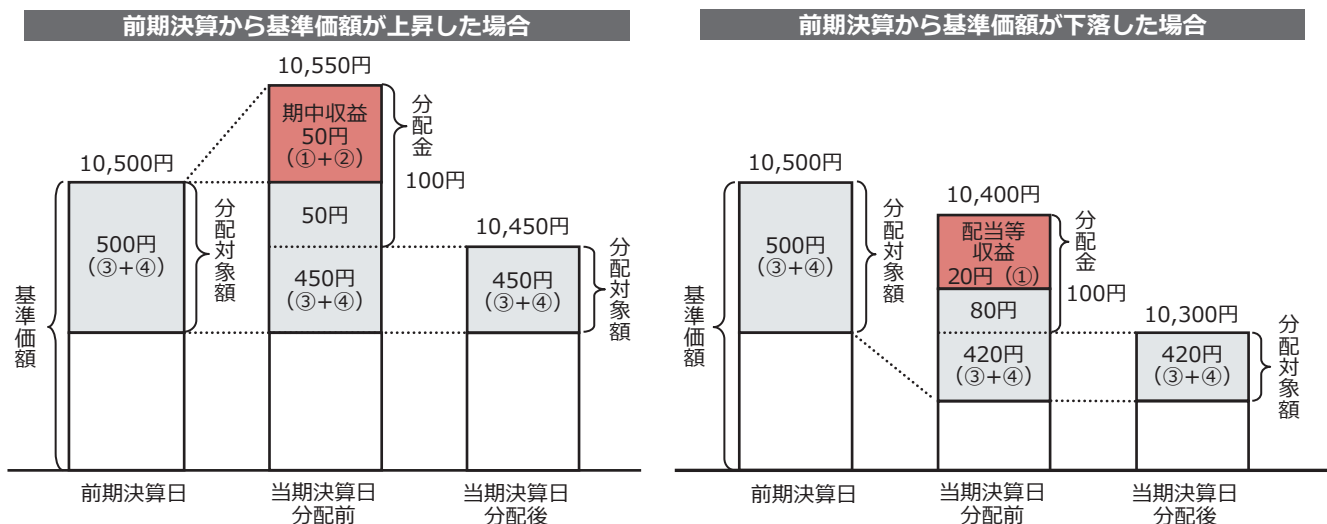


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

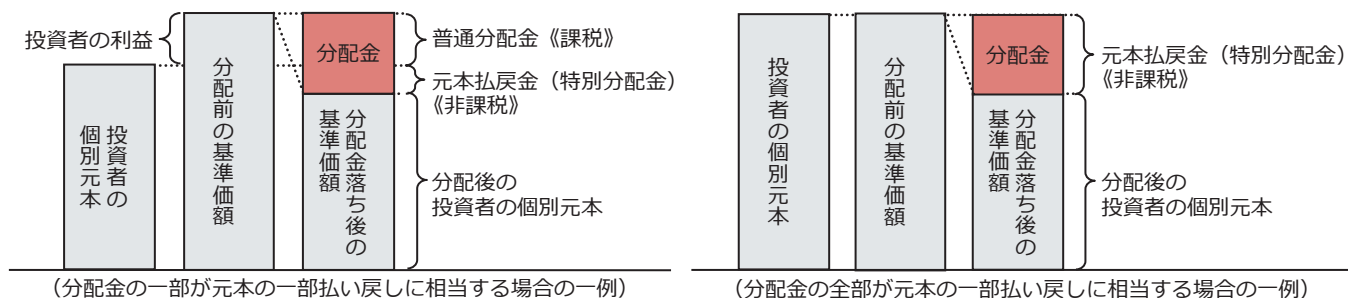
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。)
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。

◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株式等の価格変動の影響を受けます。 ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。また、ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイブリッド証券については、一般に、繰上償還条項が設定されているため、発行体の企業業績、市況動向、制度変更等の事情により、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。なお、ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
REITの 価格変動リスク	REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
バンクローンの 価格変動リスク	バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドは実質的にバンクローンに投資を行なう場合がありますので、これらの影響を受けます。 ファンドが格付の低いバンクローンに実質的に投資を行なう場合は格付の高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンクローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売却できない場合があります。また、バンクローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。
デリバティブ取引 に関するリスク	ファンドは投資する投資信託証券において、デリバティブ取引等を用いたロング・ポジション、あるいはショート・ポジションを構築することにより、収益の獲得あるいはリスクの低減を目指す場合があります。その場合、投資対象市場の動向に関わらず、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。また、レバレッジを利用してデリバティブ取引等を行なう場合は、投資対象市場における値動きがそれ以上の損失をもたらす場合があります。



投資リスク

	ファンドの投資対象には、株式等への投資と当該株式等に係るコール・オプションの売却を組み合わせた運用を行なう投資信託証券を含みます。この場合、当該投資信託証券においてコール・オプションの権利行使価格以上の値上がり益を放棄することになります。このため、当該株式等のみに投資した場合と比較して投資成果が劣後する場合があります。 上記の運用においては、コール・オプションの売却を行なうため、株式等の価格水準や株式等の価格変動率が上昇すること等で、オプションの評価値が上昇し損失を被る場合があります。 また、株式等の価格下落時に投資する株式等に係るコール・オプションの売却ポジションを再構築した場合、株式等の価格が当初の権利行使価格まで回復した場合でも、株式等の値上がり益は、当該オプション取引を再構築した際の権利行使価格までの値上がり益に限定されます。 換金等に伴い当該オプション取引を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、コストが発生する場合があります。
為替変動リスク	ファンドが投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、もしくはこれに類するものを中心としますが、それらにおいて為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、上記の手段として、実質組入外貨建資産の純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行なう場合は、主要国通貨以外の通貨エクスポージャー部分については、当該通貨と主要国通貨との間の為替変動の影響を受けます。この場合、当該通貨が主要国通貨に対して安くなった場合には、基準価額が下落する要因となります。 また、円金利が為替取引の対象とする通貨の金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。 ファンドは効率的に為替変動による収益を獲得する目的で外国為替予約取引等を活用する投資信託証券に投資する場合があるため、それらにおいては取得する通貨エクスポージャーについて、対円での為替変動の影響を受けます。なお、新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが投資対象とする投資信託証券には、当該投資信託証券全体で一定規模以上の純資金流入が生じた場合、当該流入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行なわれる場合があるものを含みます。その場合、ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行なわれた純資産価格を用いて計算されますので、ファンドの基準価額も影響を受けます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- ハイブリッド証券の弁済順位は、一般的に株式に優位し普通社債に劣後するため、発行体の破綻時における弁済順位が普通社債等優先される債務に対して後順位となります。
- ハイブリッド証券には、設定された繰上償還が実施されなかった場合に利息や配当が変動になる性質を持つもの等があり、ファンドはそれらにも投資を行ないます。
- 今後、ハイブリッド市場において制度変更や新たな規制の導入がある場合には、対象市場が著しく縮小する可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受け付けを取り消す場合があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。



投資リスク

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

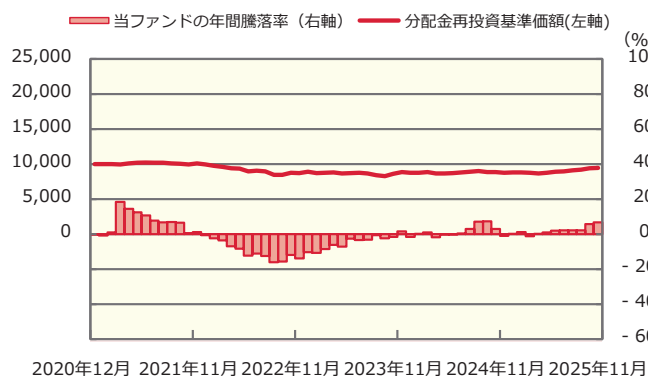
※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

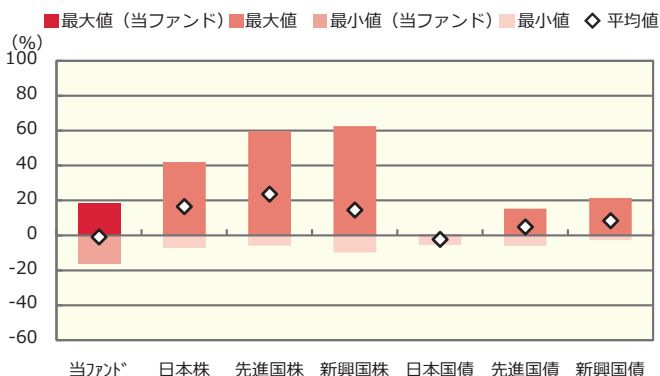
■ リスクの定量的比較（2020年12月末～2025年11月末：月次）

■ 資産成長型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	18.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 16.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	△ 0.8	16.5	23.6	14.5	△ 2.3	4.9	8.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年12月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

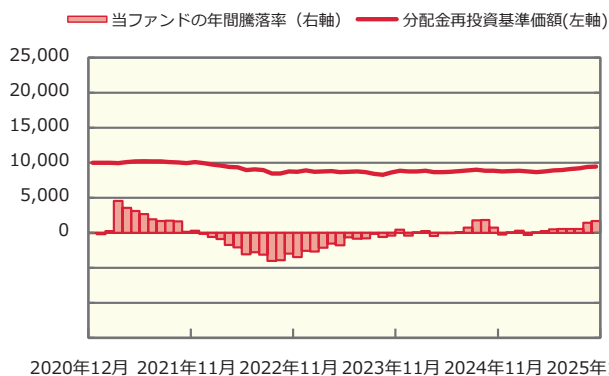
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



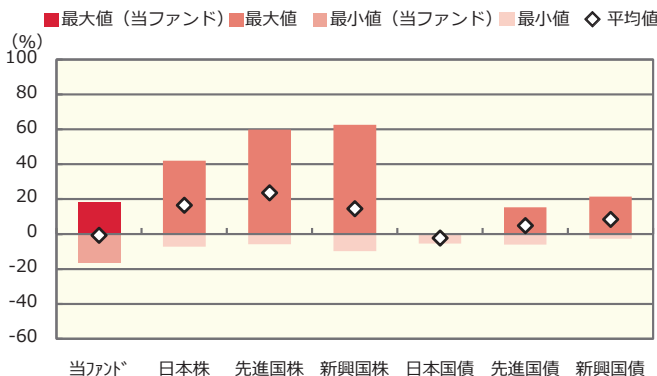
投資リスク

年6%目標払出型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	18.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 16.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	△ 0.8	16.5	23.6	14.5	△ 2.3	4.9	8.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年12月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

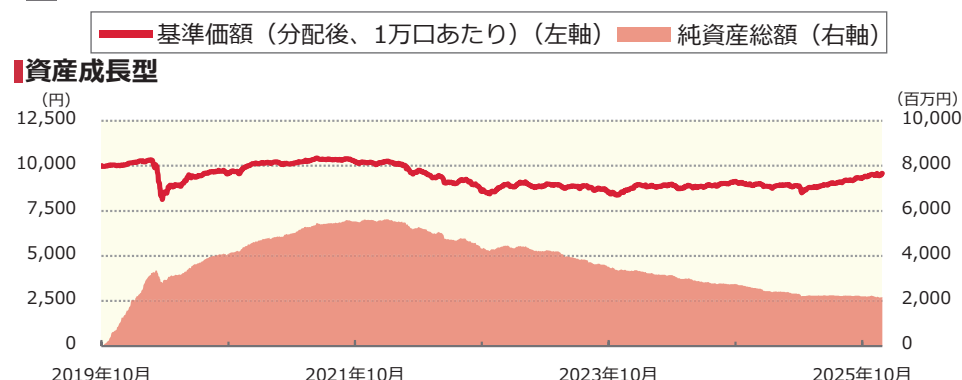
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスの提供に関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できるものと考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPIS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



運用実績 (2025年11月28日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)

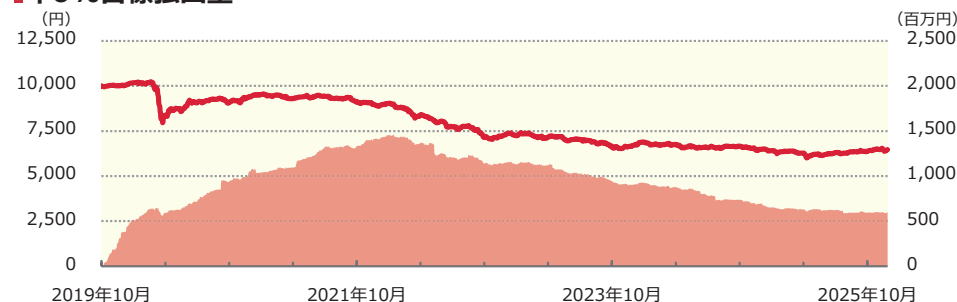


■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 資産成長型	
2025年11月	0 円
2025年5月	0 円
2024年11月	0 円
2024年5月	0 円
2023年11月	0 円
設定来累計	0 円

■ 年6%目標払出型



■ 年6%目標払出型

■ 年6%目標払出型	
2025年11月	70 円
2025年9月	70 円
2025年7月	70 円
2025年5月	70 円
2025年3月	70 円
直近1年間累計	420 円
設定来累計	3,030 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

■ 資産成長型

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス	20.4
2	ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	20.3
3	野村日本不動産投信マザーファンド	8.5
4	ノムラ・ファンズ・アイルランド・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	6.9
5	ノムラ・ファンズ・アイルランド・グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	5.8
6	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス	5.7
7	ノムラ・ファンズ・アイルランド・コーポレート・ハイブリッド・ボンド・ファンド-SD JPY ヘッジドクラス	5.0
8	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト-ESG米国投資適格社債ファンド-JPY-Nクラス	4.9
9	ノムラ・ファンズ・アイルランド・ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド-SD JPY ヘッジドクラス	4.5
10	クレジット戦略型円建て債券マザーファンド	3.9



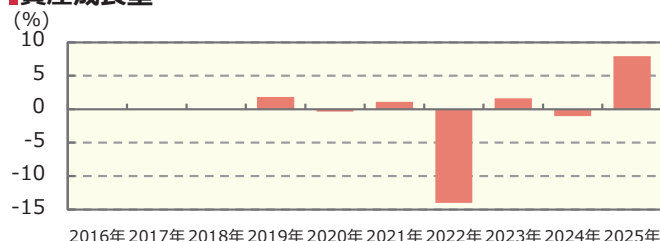
運用実績 (2025年11月28日現在)

■年6%目標払出型

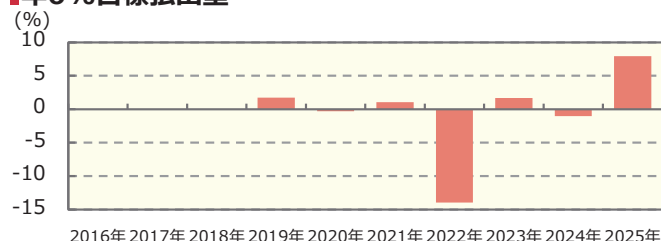
順位	銘柄	投資比率 (%)
1	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Dクラス	20.4
2	ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	20.3
3	野村日本不動産投信マザーファンド	8.5
4	ノムラ・ファンズ・アイルランドーエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	6.9
5	ノムラ・ファンズ・アイルランドーグローバル・ダイナミック・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	5.8
6	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Dクラス	5.7
7	ノムラ・ファンズ・アイルランドーコーポレート・ハイブリッド・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	5.0
8	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG米国投資適格社債ファンドーJPY-Dクラス	4.9
9	ノムラ・ファンズ・アイルランドーヨーロッパ・ハイイールド・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	4.5
10	クレジット戦略型円建て債券マザーファンド	3.9

■年間収益率の推移 (暦年ベース)

■資産成長型



■年6%目標払出型



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は設定日（2019年10月1日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位 （購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）
購 入 価 額	購入申込日の翌々営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購 入 に 際 し て	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換 金 単 位	1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申 込 締 切 時 間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購 入 の 申 込 期 間	2026年1月10日から2027年1月15日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	「資産成長型」「年6%目標払出型」間でスイッチングができます。 なお、「野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）」の換金代金をもって、「資産成長型」「年6%目標払出型」へのスイッチングが可能です。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 （販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所 ・ロンドン証券取引所 ・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消することがあります。
信 託 期 間	無期限（2019年10月1日設定）
繰 上 償 還	各ファンドにつき、受益権口数が50億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。 また、「年6%目標払出型」は安定運用に切り替えた場合は、償還となります。
決 算 日	資産成長型 ： 原則、毎年5月および11月の15日（休業日の場合は翌営業日） 年6%目標払出型 ： 原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の15日（休業日の場合は翌営業日）



手続・手数料等

収 益 分 配	資産成長型 : 年2回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能) 年6%目標払出型 : 年6回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、1兆円
公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	5月、11月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 * 上記は2025年11月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																
	購入時手数料	購入価額に2.2%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額（詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。） 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。														
	信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。														
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																
	運用管理費用 （信託報酬）	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。														
		<table><tr><td colspan="2">信託報酬率</td><td>年1.0175%（税抜年0.925%）</td></tr><tr><td rowspan="3">支払先の および 役務の 内容</td><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td><td>年0.450%</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</td><td>年0.450%</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td><td>年0.025%</td></tr></table>		信託報酬率		年1.0175%（税抜年0.925%）	支払先の および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.450%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.450%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.025%
		信託報酬率		年1.0175%（税抜年0.925%）												
		支払先の および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.450%											
	販売会社		購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.450%												
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等		年0.025%													
* 投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを除く）の信託報酬を含む管理報酬等は、委託会社報酬の中から支払うものとします。																
* ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示していません。																
* 投資対象とする投資信託証券においてETFに投資する場合は、信託報酬に加え、投資するETFに関連する費用がかかりますが投資するETFとその比率があらかじめ定まっていないため記載することができません。																
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 等															



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- *上記は2025年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- *外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- *法人の場合は上記とは異なります。
- *税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ 他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
資産成長型	1.18	1.01	0.01	—	0.16
年6%目標払出型	1.18	1.01	0.01	—	0.16

（2024年11月16日～2025年5月15日）

- *総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- *ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- *各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- *各比率は、年率換算した値です。
- *投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
- *ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- *ファンドのその他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- *ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- *投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- *投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- *上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- *最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



追加的記載事項

●指定投資信託証券について

2026年1月9日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した指定投資信託証券の概要です。

1	ファンド名	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス/Dクラス* (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	先進国の高配当利回り株式等 (DR (預託証書)、優先株を含みます。)
2	ファンド名	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス/Dクラス* (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	新興国の高配当利回り株式等 (DR (預託証書)、優先株を含みます。)
3	ファンド名	ノムラ・ファンズ・アイルランド・グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス (外国籍投資法人)
	管理会社	ファンドロック・マネジメント・カンパニー(アイルランド) リミテッド
	投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
	主要投資対象	債券および債券関連証券等
4	ファンド名	ノムラ・ファンズ・アイルランド・コーポレート・ハイブリッド・ボンド・ファンド-SD JPY ヘッジドクラス (外国籍投資法人)
	管理会社	ファンドロック・マネジメント・カンパニー(アイルランド) リミテッド
	投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
	主要投資対象	世界各国の取引所に上場されている、もしくは取引されているハイブリッド社債等
5	ファンド名	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド-JPY-Nクラス/Dクラス* (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
	副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
6	主要投資対象	米ドル建ての高利回り事業債
	ファンド名	ノムラ・ファンズ・アイルランド・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド-SD JPY ヘッジドクラス (外国籍投資法人)
	管理会社	ファンドロック・マネジメント・カンパニー(アイルランド) リミテッド
	投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
7	主要投資対象	アジア・ハイ・イールド債券等
	ファンド名	ノムラ・ファンズ・アイルランド・アジア・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス (外国籍投資法人)
	管理会社	ファンドロック・マネジメント・カンパニー(アイルランド) リミテッド
	投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
8	主要投資対象	アジア投資適格債券等
	ファンド名	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト-ESG米国投資適格社債ファンド-JPY-Nクラス/Dクラス* (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
9	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	世界各国の企業 (金融機関を含みます。) が発行する米ドル建ての投資適格社債等 (期限付劣後債、永久劣後債、優先証券および偶発転換社債を含みます。)
	ファンド名	クレジット戦略型円建て債券マザーファンド
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
10	主要投資対象 (主要取引対象)	内外の金融機関、事業会社等が発行する円建ての社債 (シニア債、劣後債等を含みます。)、資産担保証券、モーゲージ担保証券およびわが国の国債等、わが国の国債を対象とした先物取引および、わが国の企業の信用リスクに係る円建てのデリバティブ取引
	ファンド名	ノムラ・ファンズ・アイルランド・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド-SD JPYヘッジドクラス (外国籍投資法人)
	管理会社	ファンドロック・マネジメント・カンパニー(アイルランド) リミテッド
	投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
10	投資対象 (取引対象)	現地通貨建て新興国債券等ならびに先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等



追加的記載事項

11	ファンド名	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト－ESG新興国国債ファンド－JPY-Nクラス／Dクラス* (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
12	主要投資対象	米ドル建ての新興国国債（準ソブリン債を含みます。）
	ファンド名	NCRAM・ローン・トラスト－JPY-Nクラス／Dクラス*（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
	管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
13	主要投資対象	変動利率のシニア・ローンおよびそれらと同様の優先権・担保や利回り特性を有する債券ならびにその他債券等
	ファンド名	野村日本不動産投信マザーファンド
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
14	主要投資対象	わが国の不動産投資信託証券（J-REIT）
	ファンド名	ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
14	主要投資対象 (主要取引対象)	内外の公社債、短期有価証券および上場投資信託証券ならびに世界各国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等

*「資産成長型」はNクラス、「年6%目標払出型」はDクラスを指定投資信託証券とします。

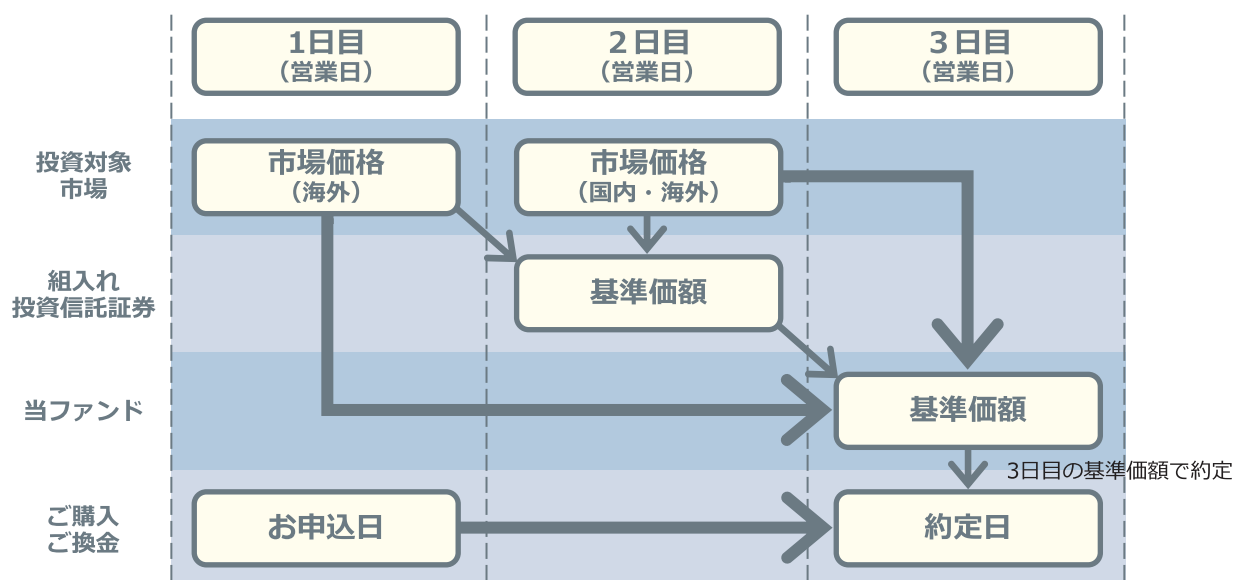
- ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。



追加的記載事項

- ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

＜基準価額の算出イメージ図＞



約定日（3日目）の基準価額（約定価額）は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日（1日目）またはお申込日の翌営業日（2日目）、国内市場はお申込日の翌営業日（2日目）の市場価格を反映したものです。

なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

